

2021年6月4日

各位

株式会社 三十三銀行

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る特別休暇制定について

株式会社三十三銀行(頭取:渡辺 三憲)は、職員が安心して新型コロナウイルス感染症のワクチン接種ができる環境を整え、職員の健康増進を図るために、ワクチン接種に係る特別休暇を制定しました。

これからも当行は地域のみなさまとともに、健康増進に資する取り組みを進めてまいります。

記

<特別休暇の概要>

1. 内 容

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関し、「接種日当日」「副反応発生時」の特別休暇(有給扱い)を制定します。

(1)「接種日当日」 取得限度2回(1日×2回)

(2)「副反応発生時」 副反応が発生した時は、1回の接種につき最大5日まで休暇取得を可能とします。

2. 対象職員

全職員(嘱託職員、パートタイマーを含みます)

(上記職員のご家族の接種付添、副反応時の看護を含みます)

3. 取扱期間

2021年6月より2022年3月31日までの期間に限定した特別休暇とします。

以上

[お問い合わせ先]

担 当	人事部	濱田	059-354-7180
-----	-----	----	--------------